



札幌市火災予防規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年12月10日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第44号

札幌市火災予防規則の一部を改正する規則

札幌市火災予防規則（昭和48年規則第64号）の一部を次のように改正する。

(1) 第16条第5号中「燃料電池発電設備・変電設備」を「変電設備・急速充電設備・燃料電池発電設備」に、「第12号」を「第13号」に改め、同条第6号中「第66条第1項第13号」を「第66条第1項第14号」に改め、同条第7号中「充てんする」を「充填する」に、「第66条第1項第14号」を「第66条第1項第15号」に改める。

(2) 様式12（表）中  

「	燃料電池発電設備	」	「	変電設備	」
	変電設備		を	急速充電設備	に改
			」	燃料電池発電設備	」

め、同様式注3中「燃料電池発電設備、変電設備」を「変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備」に改める。

(3) 様式14（表）中「充てんする」を「充填する」に、「他」を「ほか」に、「充てん又は」を「充填又は」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。